



2026年株主総会の想定トピック10選

弁護士 [伊藤広樹](#)
弁護士 [山田康平](#)
弁護士 [堀川綾花](#)

第1 はじめに

本年も6月の株主総会シーズンが迫ってきました。本稿では、昨年の株主総会における質問の傾向及び本年の株主総会で質問が想定されるトピックについて解説します。

第2 2025年株主総会の質問の傾向

2025年6月の株主総会は、2024年6月の株主総会と比較して、出席者及び発言者数が共に増加し、昨年と引き続き増加傾向にあります。そして、株主からの質問（事前質問を含みます。以下同様です。）のうち、特に多かったトピックは以下のとおりです¹。

No.	トピック	割合 ²
1	配当政策・株主還元	39.8%
2	株価動向	29.2%
3	財務状況	22.3%
4	資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応	19.0%

¹ 商事法務研究会編「株主総会白書 2025年版 一次期会社法改正を見据えて―」旬刊商事法務 2405号 101頁以下。全国の上場会社2018社からの回答を基にしたデータとなります。

² 質問があった（事前質問を含みます。）会社の中で当該トピックについて質問を受けた会社の割合を指します。割合は複数回答も含みます。

5	女性の活躍等の人材の多様性向上	13.2%
6	景気の不透明感・地政学リスク	12.0%
7	事業ポートフォリオの再編	12.0%
8	親子上場以外の子会社・関連会社関係	11.8%
9	賃上げ、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇	11.7%
10	設備投資	11.6%
11	リスキング、人的資本への投資	11.2%

第3 2026年株主総会で想定されるトピック10選

上記第2で挙げたトピックについては、本年も引き続き株主から多く質問されることが想定されますが、最近の時事問題や法改正の動向等を踏まえ、本年の株主総会での質問が想定される重要トピックは以下のとおりです。

① 景気の不透明感・地政学リスクへの対応

昨年の株主総会では、米国のトランプ大統領による関税措置等を背景として国際経済の不透明性が増していたことから、「景気の不透明感・地政学リスク」への対応に関する質問が増加しました。

本年も、中東情勢をはじめとする国際情勢の緊張や、各国の政治・安全保障を巡る不測の事態が相次いでおり、先行き不透明な状況が継続しています。特に、中東情勢の悪化により、原油価格の上昇や供給不安が生じており、我が国においても、紛争の長期化により燃料油や石油由来の化学品・製品等の安定供給に影響が及ぶ可能性が指摘されています。こうしたエネルギー価格の高騰や供給リスクを踏まえ、株主総会では、コスト増の見通しやその転嫁の可否、電力・燃料調達の安定性、さらには不測の事態が生じた場合の事業継続体制やリスク管理の在り方に関する質問が想定されます。

総じて、本年の株主総会においても、エネルギー価格の高騰そのものにとどまらず、地政学リスクや国際経済の不透明感が会社の業績や事業運営に与える影響、そして、それらのリスクへの中長期的な対応方針について、幅広い観点から質問がなされることが想定されます。

② 有価証券報告書の株主総会前開示について

昨年に引き続き、有価証券報告書の株主総会前開示については、関心が高いものと予想されます。

2025年3月28日、金融庁は全上場会社に対して、有価証券報告書を株主総会の前日な

いし数日前に提出することを検討するよう要請しました³。これを受け、昨年、総会前に有価証券報告書を提出した会社は 945 社（46.8%）に達しており、さらに、本年から総会前提出を行うことを検討している会社も 539 社（26.7%）に上っています⁴。また、2026 年 4 月 1 日時点で、定時株主総会の 2 週間以上前に有価証券報告書を提出している会社も一定数みられます⁵。

このような状況を踏まえると、有価証券報告書の総会前開示は今後もさらに拡大し、提出時期の一層の早期化が見込まれます。そのため、(a)総会前開示を実施しない場合にはその理由、(b)総会前開示を実施する場合には現状の提出タイミングに関する評価や今後の開示方針等に関して、それぞれ質問がなされることが想定されます。

③ CG コード改訂及び会社法改正について

2026 年 4 月 10 日、コーポレートガバナンス・コード（CG コード）の改訂案が公表されました⁶。今回の改訂案では、コードのスリム化・プリンシプル化が図られるとともに、成長投資や取締役会の機能強化に向けた取組や有価証券報告書の株主総会前開示といった観点から見直しが行われています。具体的には、独立社外取締役の実効性や独立性の確保、資本効率の向上等、投資家の関心が高い論点を中心となっています。そのため、株主総会においては、抽象的な方針にとどまらず、具体的な検討状況や対応方針について質問されることが想定されます。

また、2026 年 3 月 18 日には、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会における議論を踏まえ、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ⁷、株式発行の在り方、株主総会の在り方及び企業統治の在り方に関して、会社法改正に向けた方向性が示されました。改正事項には、バーチャルオンリー株主総会の制度整備や実質株主確認制度等、株主の権利に直結する論点が含まれていることから、将来的な運用方針や対応スタンスについて、株主からの関心を集めることが考えられます。

④ ジェンダーダイバーシティについて

2025 年 6 月 10 日に公表された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」においては、同方針 2023 で掲げられたプライム市場上場企業を対象とする「2030 年までに女性役員の比率を 30%以上」とする旨の目標達成に向け、女性役員登用加速化に関する具体的施策の検討がなされています⁸。

³ 金融庁：「[株主総会前の適切な情報提供について](#)」（2025 年 3 月 28 日）

⁴ 前掲脚注（1）118 頁以下。

⁵ 金融庁「[定時株主総会の 2 週間以上前に有価証券報告書を提出した上場会社一覧](#)」

⁶ 金融庁：「[コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について](#)」

⁷ 法務省：「[会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案](#)」（2026 年 3 月 18 日）の取りまとめ

⁸ 内閣府男女共同参画推進本部「[女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）](#)」

主な機関投資家においても、議決権行使基準として女性取締役の最低人数要件を設けたり、女性取締役比率について10~20%程度の水準を求める等、女性役員の増加に対する関心は一層高まっています。実際に、女性役員比率が低い会社においては、役員選任議案に対する賛成率が相対的に低いとされています⁹。このような状況を踏まえ、女性役員比率向上に向けた具体的な目標や取組に関する質問が想定されます。

⑤ カスタマーハラスメントに関する取組状況

近年、カスタマーハラスメントは、従業員への負担や職場環境の悪化を招くことから、社会問題化しています¹⁰。こうした状況を踏まえ、本年10月1日から施行される労働施策総合推進法の改正により、カスタマーハラスメント対策が事業主の雇用管理上の措置義務として位置付けられます。そのため、カスタマーハラスメント対策や従業員向け相談窓口の整備・運用状況について質問されることが想定されます。

⑥ 賃上げに対する取組状況

政府が賃上げを起点とした成長型経済の実現を掲げるなど¹¹、我が国全体で賃上げを推進する動きがあり、賃上げに対する関心が高まっています。2025年の春季賃上げ要求では、賃上げ率が5%超と高水準となり¹²、2026年も同程度が見込まれるなど、賃上げに対する期待は一層大きくなっています。そのため、賃上げの目標や人的資本投資に関する考え方について、具体的な方針を問う質問が想定されます。

⑦ GX推進政策への対応

我が国においては、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロとすることを目指すカーボンニュートラル宣言の下、2023年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年5月にはGX推進法が成立する等、GX（グリーントランスフォーメーション）の取組が進展しています。本年は、エネルギー価格の高騰も相まって、脱炭素に向けた具体的な取組や排出量削減目標の達成可能性に関する質問が想定されます。

⑧ 気候変動による影響

近年、気候変動は経営上の重要なリスクとされており、環境省の「気候変動の物理的リスク評価の手引き—気候変動適応で企業価値を高める—」¹³においても、物理的リスク評価

⁹ 株式会社大和総研『『2030年に女性役員比率30%』に向けた課題—TOPIX500採用銘柄における現状、変化、業種別の傾向等の分析』10頁

¹⁰ 2023年の調査では、過去3年間に「顧客等からの著しい迷惑行為」に関する相談があったとする企業は27.9%に上っています（PwCコンサルティング合同会社「令和5年度 厚生労働省委託事業 職場のハラスメントに関する実態調査報告書」32頁）。

¹¹ 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」

¹² 厚生労働省：2025年春季賃上げ集計

¹³ 環境省「気候変動の物理的リスク評価の手引き—気候変動適応で企業価値を高める—（2025年度版）」

や適応の必要性が示されています。また、2020年以降、継続的に気候変動対応に関する株主提案がなされていることから、本分野に対する投資家の関心は依然として高いと考えられるため、気候変動に関する企業の取組に関する質問が想定されます。

⑨ 生成 AI の活用状況

生成 AI の利用は急速に拡大し、様々な AI サービスが公表されています。近時は、生成 AI の高度化・汎用化に伴い、従来の SaaS (Software as a Service) の価値が相対的に低下することを意味する、いわゆる「SaaS の死」という言葉も広がっています。

また、2026年3月31日、「AI 事業者ガイドライン (第 1.2 版)」¹⁴が公表されました。AI 事業者ガイドラインは、2024年4月19日に初めて公表されたものであり、AI により目指すべき社会像や、AI の開発・提供・利用において取り組むべき基本的事項が示されています。今回の更新では、AI 技術の動向を踏まえた便益の追加や、設定された制御を悪意により外す事例、心理的依存・意思決定の依存によるリスク、教育分野におけるリスク等についても追加されています。

このように、生成 AI は単なる業務効率化のツールにとどまらず、リスク管理の在り方に影響を及ぼし得る経営課題として位置づけられつつあることから、社会的な関心も高く、昨年に引き続き、本年においても生成 AI の活用状況や利用に伴うリスクへの対応方針に関する質問が想定されます。

⑩ 内部通報制度について

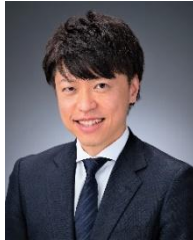
内部通報が企業におけるコンプライアンス上の問題が発覚する端緒となることは多く、その重要性に対する社会的関心が高まっています。加えて、本年12月1日に施行される公益通報者保護法の改正により、①事業者の公益通報に対する対応体制の整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止及び救済の強化といった措置が講じられる予定です。

そのため、内部通報制度の実効性に関し、通報件数の推移やその評価、並びに社内への周知・浸透に向けた具体的な取組状況について質問がなされることが想定されます。

以上に限らず様々なトピックが考えられますので、各社のおかれた状況や事業内容を踏まえた想定問答をご準備いただき、6月の株主総会に備えていただきたいと思います。

¹⁴ 総務省、経済産業省「[AI 事業者ガイドライン \(第 1.2 版\)](#)」

【執筆者】



[伊藤 広樹](#)（弁護士）

E-mail: hito@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2007年弁護士登録。
主に M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを行う。株主総会対応、上場会社の資本政策に関する法的助言、内部統制システム・コーポレートガバナンスの構築・運用等に関する法的助言、商事紛争への対応等も専門とするが、近時は、株主提案・同意なき買収への対応等にも注力している。



[山田 康平](#)（弁護士）

E-mail: kyamada@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2014年弁護士登録。
2022年コーネル・ロースクール（LL. M.）修了。
M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、クロスボーダーの企業取引、紛争処理（訴訟・仲裁・調停）を多く担当している。



[堀川 綾花](#)（弁護士）

E-mail: ayaka.horikawa@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2025年弁護士登録。
M&A 取引、株主総会運営支援、会社法をはじめとするコーポレート分野に関する法的助言を行う。上記のほか、労働法務、レギュラトリー等の金融分野、危機管理分野等、企業法務分野全般を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開業したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。